

1. 我が国における養豚の位置付け

- ・ 養豚は、農業総生産額の 1 / 4 以上を占める畜産のうち 20 % を超えるシェアを占め、また地域経済の中で重要な位置付け。
- ・ 豚肉は、食肉の中で消費量が多く、食生活上不可欠な食材としてその位置を確保。
- ・ 生産コストの低減等を図りつつ、消費者ニーズ、家畜衛生、畜産環境問題等に適切に対応することにより、我が国の養豚振興を図る必要。

- ・ 我が国畜産は、農業総生産額 8 . 9 兆円のうち 2 . 5 兆円を占め、そのうち、養豚のシェアは 20 % を超えるとともに、養豚産業は、飼料生産、流通・加工、販売業者等も含め多くの他産業と密接に関連し、産業としての裾野が広く、地域の雇用確保、食品残さ等未利用資源の活用等を含め地域経済を支える重要な産業として位置付けられる。
- ・ 畜産物については、多様化する国民食生活の中で消費量が大幅に増大し、その中でも、豚肉は、食肉の中で最も消費量が多く、食生活上不可欠な食材としての位置を確保している。また、国産豚肉については、特にテーブルミートとして重要な役割を果たしている。
- ・ こうしたことから、生産・流通段階のコスト低減、消費者ニーズに対応した安全・安心で高品質な豚肉の提供、家畜衛生や畜産環境問題等の諸課題に適切に対応しつつ、我が国養豚産業の発展を図る必要がある。

2. 担い手育成による国際競争力の強化

(1) 「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方

- ・ 養豚における「担い手」については、「認定農業者」を基本とすることが適当。このほか、産地銘柄化等の推進など、「認定農業者」に準じた一定の要件を満たす営農形態についても「担い手」として位置づける方向で検討。

- ・ 本審企画部会の中間論点整理においては、「望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（担い手）を育成・確保することが急務である。」とされている。

- ・ 「担い手」については、「担い手を地域の中から明確にしていくことを意図した認定農業者制度の考え方は、今後とも尊重していくことが適当」とされており、認定農業者を基本とする考え方が示されている。
- ・ 養豚における「担い手」については、認定農業者を基本とすることが適当。現在も養豚農家の認定率（31%）は他作目（稲作2%）に比べ高い状況であるが、今後ともその向上に向けての取組を推進する必要がある。
- ・ このほか、産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）など、養豚の特性や地域の実情に精査を加え、「認定農業者」に準じた一定の要件を満たす営農形態についても「担い手」として位置づける方向で、さらに検討。

（2）経営安定のための施策の在り方

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域肉豚生産安定基金造成事業」の在り方については、中間論点整理の趣旨を踏まえ、その取り扱いを検討する必要。 ・ 円滑な経営継承や新規就農を推進するための検討が必要。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
- ・ 中間論点整理においては、「野菜、果樹、畜産などの部門専門的な営農類型については、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある。」とされている。
 - ・ 「地域肉豚生産安定基金造成事業」については、各県の生産者等が自主的に基金を積み立てて実施している肉豚の価格差補てん事業に対し、各県の基金が枯渇した際にバックアップすることによって養豚経営の安定を図るため、平成7年度に創設された。
 - ・ 本事業の次期業務対象年間（平成19年度）からの対象者については、事業の目的及び中間論点整理を踏まえ、検討。
 - ・ 19年度以降の事業の仕組みについては、今後のWTO農業交渉の動向等も踏まえ、必要な対応を検討。
 - ・ 養豚の担い手を確保するため、離農跡地等を利用した経営規模の拡大、新規就農者の拡大等が円滑に推進されるよう、必要な対応を検討する必要がある。

3. 国際化に対応しうる構造の構築

(1) 生産段階における経営体質の強化

- ・ 肉豚の生産性を向上させるため、飼養管理技術の高度化、種豚改良の推進等を図ることが重要。
- ・ 低コスト生産を推進するため、肉豚の生産性の向上等とともに、飼料費、労働費等の低減を図る努力が重要。

- ・ 今後の国際化の進展に対応した肉豚の生産性の向上を図るためには、肥育もと豚の生産頭数、育成率等の向上、肥育豚の肥育期間の短縮等を目指し、飼養管理技術の高度化、種豚改良の推進、人工授精の普及等を推進することが重要である。
- ・ 生産コストの内訳としては、飼料費が約6割を占め、労働費、衛生費、建物費等を含めると費用合計の約9割を占めている。このため、飼料の共同購入等による購入単価の低減、丸粒トウモロコシの関税割当制度を活用した購入価格の低減、食品残さの飼料利用の推進等による飼料費の低減、規模拡大、省力化機器（自動給餌器等）の導入等による労働費の削減、建築基準法緩和措置の活用、離農跡地の既存畜舎の活用による建物費の低減等により、更なる生産コストの低減を図る必要がある。
- ・ 食品残さの飼料化の推進に当たっては、飼料としての品質の確保や配合飼料への配合割合、利用可能な素材の情報提供、生産者が利用しやすいリサイクルシステムの構築等について検討することが必要である。
- ・ また、飼料原料輸入の際の港湾諸掛かり、と畜料金・検査料の引き下げ、建築基準法、ワクチン認可等に関する規制緩和等について検討することも必要である。

(2) 加工・流通・販売コストの低減・合理化

- ・ 食肉処理施設及び家畜市場における再編整備等の推進。
- ・ 国産豚肉を合理的な価格で安定的に供給していくためには、生産段階の生産コストのみならず、豚肉処理・流通の合理化を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産豚肉の流通体制の整備を図ることが重要である。
- ・ このため、食肉処理施設及び家畜市場における機能を十分に発揮させ

るため、再編整備を推進するとともに集荷・処理頭数規模を拡大し、稼働率の向上等の努力を図ることが重要である。

(3) 消費者ニーズに対応した生産・供給

・ 消費者ニーズに対応した高品質豚肉生産の取り組みの推進。

・ 消費者ニーズに対応した高品質肉豚生産のもととなる系統豚の造成・普及、純粋種豚の確保等を推進するとともに、そうした種豚を利用した生産集団の行う銘柄化の取り組みを支援することにより、高品質な豚肉生産を推進することが必要である。

・ 豚肉の栄養性等に関する効果のPR等を通じた需要拡大、国産豚肉の加工用等への利用拡大。

・ 国産豚肉の需要拡大を図るため、栄養性等に重点化した普及啓発や、食肉処理施設における小割り機能の高度化等を通じた低級部位の高付加価値化を図ることが重要である。

・ 国産豚肉の仕向としては、テーブルミートが主体であるが、今後、外食、加工向けの需要拡大を図ることが重要である。

(4) 消費者の視点に立った的確な情報提供

・ 養豚経営の安定、担い手の確保のため、食育として、ふれあい体験のみに止まらず、フードチェーン全体の安全・安心への取り組みに関する情報提供等を推進する必要。

・ 豚肉の国内生産の重要性、生産から流通までの安全安心確保の取り組みについて、消費拡大対策の一環として、わかりやすくPRしていくことが必要である。

・ また、食育関係部局の行う取り組みに積極的に関与していくことにより、養豚における優良な取り組みを幅広くPRし浸透させていくことが重要である。

・ 現在の消費者は、畜産の現場との関わりが希薄になっており、地域との共存を図るという観点から、小中学生の体験学習だけでなく、保護者を含めた交流、情報提供を行うことが重要である。

4 . 安全・安心の確保等

- ・ 豚肉の商品特性や消費者ニーズの動向等を踏まえた生産者や食品事業者の自主的な取り組みを基本としたトレーサビリティ、適正表示の推進。
- ・ 豚肉のトレーサビリティについては、豚肉の生産・流通実態、消費者の情報に対するニーズの動向等を踏まえ、16年7月25日に施行された「生産情報公表」AS規格」といった生産者や食品業者の自主的な取り組みを基本とすることが適当である。また、その簡素化、低コスト化の取り組みのための検討が必要である。
- ・ 消費者の安全・安心に対する信頼を失わないよう、流通段階等における偽装表示の防止強化の取り組みが重要である。

5 . 環境・衛生

(1) 家畜排せつ物の適切な管理及びたい肥の利用促進

- ・ 適正管理の持続性の確保及び農地・草地への還元を推進。
- ・ 農家の経営規模等に応じて、簡易対応農家の施設整備への移行を促進することにより、適正管理の持続性を確保することが必要である。
堆肥の農地・草地への還元を基本とした有効利用を今後とも推進していくことが必要であり、耕種農家と畜産農家の連携等を通じた循環型畜産の確立を図ることが重要である。
- ・ 汚水浄化処理及び悪臭対策の低コスト化については、技術開発を含め今後とも検討が必要である。

(2) 疾病の発生予防と衛生管理水準の向上

- ・ 家畜疾病の発生に対する適切かつ迅速な対応及び農家段階での衛生管理の徹底。
- ・ 家畜伝染病予防法等に則り、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、家畜の伝染性疾病の発生に対して関係機関とも連携の上、適切かつ迅速に対応するとともに、農家段階での衛生管理の徹底や農場段階でのHACCP手法の普及を図る必要がある。
- ・ 生産者等と家畜保健衛生所との関係を一層強化し、生産現場やと畜場におけるサーベイランスの実施により、疾病の浸潤状況を把握する等の対策を検討することも重要である。